一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の３（一般廃棄物処理施設の維持管理）の規定による一般廃棄物最終処分場の基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、昭和５２年３月１４日総理府・厚生省令第１号、以下「共同命令」と略記）に基づき、維持管理を行っている。

＜共同命令第１条第１項関係（技術上の基準）＞

一　立ち入りの防止

■埋立地の周囲に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとして、高さ１．８ｍのネットフェンスを設けている。

二　立札の設置

■入口の見やすい箇所に、共同命令の様式第１に基づいた立札を設置している。

三　地滑り防止工または沈下防止工

■本処分場は平地を掘削しており、法面は安定計算の結果により、一定の安全率を確保した勾配で造成している。

■周辺の地形は地下水位が極めて高く、沈下よりもむしろ、浮力による遮水工の損壊の恐れがあることから、地下水集排水設備により地下水を排除している。

■浸出液処理設備は、支持地盤まで基礎杭を打設することで沈下を防止している。

四　擁壁等流出防止工

■施設下流側及び周辺部に切土部からの押土を主体として提体を構築している。

イ　構造耐力

■提体は土質試験を実施し、安定計算を行って安全性を確認している。

ロ　腐食防止措置

■提体は土砂で構築しているため、腐食の恐れはない。

五　汚染防止

イ　遮水工

（１）遮水層（基準の適用なし）

■埋立ごみ内部を通過した汚染水の地下浸透を防ぎ、地下水の埋立地内浸入を防止するために、１．５㎜の遮水シートを敷設している。

（２）基礎地盤

■転圧して平らな状態である。

（３）遮水層の保護

■遮水シートを遮光性のマットで覆っている。

ロ　不透水性地層における遮水工（該当なし）

ハ　地下水集排水設備

■地下水の排除を目的として、埋立地の底部にφ１５０～６００の地下水集排水管を設置している。

ニ　保有水等集排水設備

■保有水の速やかな排水を目的として、埋立地内部にφ１５０の浸出水集排水管を設置している。

ホ　保有水調整池（基準の適用なし）

■浸出液処理設備の流量調整槽で対応している。

ヘ　放流水の性状

■以下の放流水質に適合させることができる浸出液処理設備を設けている。

放流基準項目（有害物質に関する項目）

項目	許容限度
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l
カドミウム及びその他化合物	0.03 mg/l
鉛及びその他化合物	0.1 mg/l
有機燐化合物	1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.1 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
一・二―ジクロロエタン	0.04 mg/l
一・一―ジクロロエチレン	0.2 mg/l
シス―一・二―ジクロロエチレン	0.4 mg/l
一・一・一―トリクロロエタン	3 mg/l
一・一・二―トリクロロエタン	0.06 mg/l
一・三―ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
一・四―ジオキサン	0.5 mg/l
ほう素及びその化合物	10 mg/l
ふっ素及びその化合物	8 mg/l

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/l
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l

放流基準項目（生活環境に関する項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	60 mg/l
化学的酸素要求量（COD）	90 mg/l
浮遊物質量	60 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/㎤
窒素含有量	120 mg/l （日間平均 60 mg/l）
燐含有量	16 mg/l （日間平均 8 mg/l）

六　地表水の流入防止

■埋立地周辺に雨水集排水設備を設けている。

＜共同命令第１条第２項関係（維持管理の技術上の基準）＞

一　飛散防止

■定期的に覆土、転圧締め固めを行っている。

二　悪臭対策

■定期的に覆土を行い、悪臭の発散を防止している。

三　火災防止

■定期的に覆土を行い、火災の発生を防止している。

■管理事務所内１ヶ所、処分場内３ヶ所に消火器を設置している。

四　衛生害虫等の発生防止

■定期的に覆土を行い、衛生害虫等の発生を防止している。

五　侵入防止

■埋立地の周囲に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとして、高さ１．８ｍのネットフェンスを設けており、定期的に点検し、必要に応じて修復を行っている。

六　立札の管理

■入口の見やすい箇所に、共同命令の様式第１に基づいた立札を設置しており、定期的に点検し、必要に応じて修復及び内容の変更を行っている。

七　擁壁等流出防止工の点検

■定期的に点検を行っている。

八　遮水工の保護

■遮水シートに埋立物が接触しないように、遮光性のマットまたは保護土で覆った後に

埋め立てを行っている。

九　遮水工の点検

■定期的に点検を行っている。

十　地下水のモニタリング

■地下水集排水設備で水質検査を行っている。

イ　埋立処分開始前の水質検査（基準の適用なし）

ロ　埋立処分開始後の水質検査（地下水等検査項目）

■以下の地下水検査項目を１年に１回測定し、記録している。

地下水質検査項目

項目	許容限度
カドミウム	0.003 mg/l
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l
六価クロム	0.05 mg/l
砒素	0.01 mg/l
総水銀	0.0005 mg/l
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l
四塩化炭素	0.002 mg/l
一・二―ジクロロエタン	0.004 mg/l
一・一―ジクロロエチレン	0.02 mg/l
一・二―ジクロロエチレン	0.04 mg/l
一・一・一―トリクロロエタン	1 mg/l
一・一・二―トリクロロエタン	0.006 mg/l

トリクロロエチレン	0.01 mg/l
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l
一・三―ジクロロプロペン	0.002 mg/l
チウラム	0.006 mg/l
シマジン	0.003 mg/l
チオベンカルブ	0.02 mg/l
ベンゼン	0.01 mg/l
セレン	0.01 mg/l
一・四―ジオキサン	0.05 mg/l
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l
硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	10 mg/l
ふっ素	0.8 mg/l
ほう素	1 mg/l
ダイオキシン類	1pg-TEQ/l 以下

ハ　埋立処分開始後の水質検査（電気伝導率等）

■電気伝導率または塩化物イオンについて 1 月に 1 回測定し、記録している。

ニ　異常が認められた場合の措置（電気伝導率等）

■異常が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目の検査を実施する。

十一　異常が認められた場合の措置（地下水等検査項目）

■異常が認められた場合は、その原因を調査し、速やかに必要な措置を行う。

十二　雨水流入防止（該当なし）

十三　調整池の点検（基準の適用なし）

■既存の浸出液処理設備で対応している。

十四　浸出液処理設備の維持管理

イ　維持管理

■定期的に点検を行っている。

ロ　浸出液処理設備の機能点検及び異常が認められた場合の措置

■必要な措置を講じている。

ハ　放流水の水質検査

■排水基準等に係る項目を１年に１回測定し、記録している。

■水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量を１月に１回測定し、記録している。

十五　開渠の機能維持

■適切に維持管理を行っている。

十六　ガスの排除

■埋立地の内部にガス抜き管を設置している。

十七　最終覆土

■埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね５０㎝以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖する。

十八　覆いの損壊防止

■閉鎖した埋立地について、覆いの損壊を防ぐために、定期的に覆いの点検を行い、損傷の恐れがある場合には補修、復旧を行う。

十九　記録の保存

■適切に維持管理を行い、記録を保存している。